

中央体育館使用料（令和7年4月1日以降使用分より適用）

使用区分		使用時間	使用料
主競技場		1時間までごとに	710円
	照明施設	1時間までごとに	1,220円
	冷暖房施設	1時間までごとに	4,580円
主競技場の3分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の3分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。	
主競技場の2分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の2分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。	
卓球室（1台）		1時間までごとに	200円
格技室（1室）		1時間までごとに	610円
	冷暖房施設	1時間までごとに	1,000円
弓道場	個人利用	1人1回	150円
		回数券11枚つづり	1,500円
	団体利用	20人以上1回	3,000円
トレーニング室		1人1回	220円
		回数券11枚つづり	2,200円
会議室	大	1時間までごとに	680円
		冷暖房施設	1時間までごとに
	中	1時間までごとに	240円
		冷暖房施設	1時間までごとに
控室（1室）		1時間までごとに	140円
	冷暖房施設	1時間までごとに	80円
選手控室（1室）		1時間までごとに	210円

	冷暖房施設	1時間までごとに	120円
多目的室		1時間までごとに	340円
	冷暖房施設	1時間までごとに	190円

## 2 器具使用料

器具の名称	数量	区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送施設	1式	1日	2,550円	5,100円
球面式得点表示板（電源コンセント使用料を含む。）	1台	1日	1,170円	2,340円
ステージ	1式	1日	4,580円	9,160円
電源コンセント	1口	1日	200円	200円

### 備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料を徴収する場合とは、営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合をいう。
- 3 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 4 主競技場、卓球室、格技室、弓道場及びトレーニング室を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。